

平成23年(ヨ)第29号
教育活動差止等仮処分申立事件

債権者 A1 外13名

債務者 郡山市

準備書面1

平成23年8月22日

福島地方裁判所郡山支部 御中

債務者代理人弁護士

滝 田 三

良
弁護士

同 復代理人弁護士

門 脇

眞
勝
護
士

同 復代理人弁護士

石 森 雄 一

郎
昇
護
士

同 復代理人弁護士

保 科

綾
昇
護
士

第1 平成23年8月5日付申立書による訂正後の申立の趣旨に対する答弁

1. 債権者らの申立をいずれも却下する。

2. 申立費用は債権者らの負担とする。

との裁判を求める。

第2 申立の趣旨について（求釈明）

債権者ら14名の本件申立の趣旨は、債権者ら各個人に対する「教育活動の実施の中止」及び、一定地点の施設において、債権者ら各個人に対する「教育活動の実施」を求めるものであるが、債権者ら14名に対する教育活動の実施

方法が極めて不明確であることから、具体的にどのような実施方法を求めてい るのか、債権者らは明らかにすべきである。

後に詳述するように、債権者ら各個人には、居住移転の自由があり、転校を することについては、債務者郡山市は何らの妨げをしておらず、債権者ら各人 には区域外就学の余地もある（4 頁以降）。

そこで、債権者ら各個人は、新たな学校施設の建設を求めているのか、各人 の転校の費用の負担を求めているのか、その他債権者ら各人が債務者郡山市に 対して求めている「教育活動の実施方法」につき、義務の内容を、具体的に明 らかにすべきである。

第3 保全の必要性

債権者らは、子供に生ずる著しい健康被害及び急迫の危険を避けるため、 本件仮処分が必要である旨主張する。しかし、以下のとおり、保全の必要性 は認められない。

1 債権者らが受ける放射線量について

(1) 平成23年6月及び7月において実施された、債権者ら各人が通う各 小中学校において、簡易型積算線量計を使用して行われた、モニタリング結 果によると、1時間あたりの放射線量は、 $0.08 \mu\text{SV}$ ($\mu\text{シーベルト}$) から $0.20 \mu\text{SV}$ である（乙9ないし乙11）。

したがって、債権者らの通う各小中学校は、実質的に、原告らが求める空 間線量値が $0.2 \mu\text{SV}/\text{時}$ の学校施設である。

(2) また、学校滞在時間を1日8時間、年間200日と仮定した年間推計 被ばく量は、乙9号証のとおり、 0.13mSV (ミリシーベルト) から、 0.16mSV である（乙9ないし11）。

(3) これらモニタリング結果の基準値は、実際に小中学校に勤務する学級担任など児童生徒等の屋内外での生活パターンに比較的近い教員が、簡易型積算線量計を身に着け、各小中学校における、屋外活動制限に従って行動をして計測した数値であり、高度の信用性がある（乙12）。

(4) 他方、債権者らは、「郡山市豊田町」の屋外において計測した放射線量を基準として、年間推計値を計算し、すでに平成23年5月25日までの間に、放射線量の積算値が 2.9 mSv を超えているなどと主張する。しかしながら、以下のとおり、この計算は、債権者らが受ける放射線量の推計値として、正確性を欠くものである。

ア まず、甲2号証の、豊田町における基準値は、震災後間もない4月3日時点で、屋外において測定された数値であり、人が1時間屋外に滞在することを前提とする数値であって、各債権者らが、屋外活動制限の下、各小中学校の屋内において活動に滞在することを念頭に入れた数値ではない。

イ また、甲2号証の積算線量についても、屋外滞在時間を8時間、屋内滞在時間を16時間として、木造家屋における低減効果を考慮して計算されたものである。

しかし、債権者らが通う小中学校は、木造家屋ではなく、コンクリート等による複数階の校舎であり、実際の低減効果は、より高いものとなる。現に、小中学校の校舎内の放射線量が低いことは、債権者らの通う小中学校において、校庭と教室内の放射線量を測定した乙13号証からも明らかである。

ウ 次に、甲1、甲4号証の各小学校の放射線量の数値は、校庭において、

人が1時間屋外に滞在することを前提とした数値であり、かつ、各債権者らの小中学校において表土除去、校庭整地を行う以前の数値である。

しかし、各債権者的小中学校において、表土除去等の工事後の校庭の数値は、著しく低減されており（乙2、乙13），実際の屋外制限に従って簡易型積算線量計を使用してモニタリングした乙10、11号証の基準値の方が、実際の基準値として正確であることは明らかである。

（5） 以上アないしウに加え、債権者らの受ける放射線量は、郡山市による放射線対策により、今後より、低くなりうるものである。

ア 債務者郡山市は、答弁書にも記載したとおり、これまで小中学校の校庭の表土除去、校庭整地のほか、屋外における活動制限などの放射線対策をとっべきている（乙2ないし乙7）。

イ これに加え、債務者郡山市は、市内全ての小中学校において、校庭、教室内における数値を測定し、結果をウェブサイトで公表しており、これにより、屋外活動の制限や、窓の開閉の管理をより徹底できるようにしている（乙13、4、5）。

ウ さらに、今後は、債務者郡山市は、市内の各学校における児童生徒の通学路放射線マップを作成中である（乙14）。このような通学路の放射線マップが完成すれば、通学路の除染活動を効率的に実施でき、また、児童生徒が、放射線量の比較的高い通学路を回避して登下校することができ、登下校時に児童生徒が受ける放射線量もより低減化することができる。

（6） 以上のように、債権者らが実際に、教育活動において受ける放射線量の実態及び放射線量低減化に向けた、今後の措置も考慮すれば、債務者郡山

市内の児童生徒が、本件保全の必要性緊急性は、認められない。

2 転校の自由があること

債権者らは、本件申立の措置が、債権者らの健康を守るための唯一の方法であると主張するが、以下のように、各債権者の家庭において、自主的に、転校することは、何ら妨げられていない。

(1) 学校教育法施行令（転校）の規定（乙15）

学校設置者である市町村は、市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（以下、「学齢生徒等」という）について、住民基本台帳に基づき、学齢簿の編成義務を負っており（学校教育法施行令1条），学齢生徒等の住所の変更があった場合には、転出元の市町村長が転出先の教育委員会に対して、住所の変更を通知して、学齢簿の加除訂正を行い（同令4条、3条），転出先の市町村の教育委員会から、学齢生徒等の保護者に対し、入学期日の通知ないし学校の指定を速やかに行われ、これにより転校の措置が取られることとなる（同令6条1号の準用する同令5条1項、2項）。

(2) そして、債権者及び債権者らの保護者は、居住移転の自由を有し（憲法22条1項），各保護者は、教育の自由の一環として、学校選択の自由を有している（最高裁昭和43年（あ）第1614号同51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁参照）。

(3) したがって、債権者ら及び債権者らの保護者は、法律上、債権者らがより安全と判断するその区域に住居を変更することにより、就学先学校を変更できるのであって、債務者郡山市は、かかる転校につき、何ら妨げておらず、本件申立ての必要性緊急性は認められない。

3 区域外就学について（乙15・学校教育法施行令9条）

- (1) 次に、債権者らは、転校をしなくとも、区域外就学の規定により、就学希望先の市町村の教育委員会の承諾を得て、保護者が債務者郡山市に届け出をすることにより、郡山市内に住所を残しつつ、郡山市外の市町村の小中学校に通うことができる（学校教育法施行令9条）。
- (2) したがって、債権者らが、郡山市内における各小中学校における放射線量に不安があるのであれば、かかる規定によっても就学先の変更をすることができるのであって、本件申立ての必要性緊急性は認められない。

4 小結

以上より、保全の必要性は認められない。

第4 被保全権利が認められないこと

債権者らの主張の要点は、①教育を受ける権利（憲法26条1項）、②生存権・生命に対する権利（憲法25条1項、13条後段）、③保健措置義務（学校教育法12条）を根拠に、債務者郡山市が児童生徒の生命・身体・健康を守るために必要な措置を取る「安全配慮義務」を負い、その一環として、債務者郡山市が、債権者ら各人に對し、区域内の小中学校教育を中止及び小中学校を一定の地域に移転して教育を実施する法的義務を負う旨主張している（申立書第3の7、8項。23頁乃至26頁）。

しかしながら、以下のとおり、債務者郡山市は、債権者らの主張するような抽象的権利義務（①ないし③）の存在を争うものではないが、そのような権利から、債務者郡山市が、債権者ら各人に對し、小中学校教育の中止及び他の一定の地域において小中学校教育を実施する具体的法的義務を負うものではない。

(1) 教育を受ける権利

ア 教育を受ける権利は、「法律の定めるところにより」、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有するものとされる（憲法26条1項）。

イ そして、以下のとおり、法律上、債務者郡山市が、債権者らに対し、区域内の小中学校教育を中止及び小中学校を一定の地域に移転して設置して教育を実施する具体的な法的義務までは認められない。

（2）学校教育法上の小中学校の設置義務について

ア 学校教育法38条

（ア）学校教育法は、憲法26条1項の規定を受け、小学校の設置義務について、「市町村は、その区域内にある学童児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない」と定め（同法38条），中学校の設置義務についても、同条を準用している（同法49条）。また、同法40条は、同法38条によることを不可能または不適当と認めるときは、教育事務を他の市町村等に委託することができる旨を定めている（なお、中学校につき49条により準用）。

（イ）したがって、学校教育法は、各市町村が、あくまでその区域内に小中学校を設置して、区域内の児童生徒の教育を実施することを予定していることは明らかである。

イ 学校教育法3条、小中学校設置基準について（乙16、17）

（ア）学校の設置者である市は、文部科学大臣の定める設置基準に従い、小中学校を設置しなければならず（学校教育法3条、2条），これを受けて小中学校設置基準が定められている。

（イ）そして、小学校及び中学校は、「特別の事情があり、かつ、教育上及

び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる」とされる（小学校設置基準12条、中学校設置基準12条）。

(ウ) ここでいう、「特別の事情」とは、市町村が区域内において小中学校を設置することが原則であることからすれば、地震及び津波の影響により、校舎が使用不能な程度に著しく損壊し、また、立入禁止区域となっているため、従来の小中学校の建物が物理的に使用できない場合をいうと解すべきである。

本件債権者らの通う小中学校は、いずれも校舎が使用可能であり、また、郡山市は立ち入り禁止区域ともなっておらず、かつ、上記のような債権者らの小中学校における放射線量の状況から判断しても、本件各債権者について、「特別の事情」がある場合には、該当しない。

(エ) 次に、他の学校等の施設を使用する措置をとるかについては、学校設置者である債務者郡山市に裁量がある。

(オ) そして、郡山市内において、教育の提供が可能であり、かつ、転校の自由は何ら妨げられていないにもかかわらず、債権者ら14名のために、他の学校等の施設を使用する形で、小中学校を設置することは、教育の平等（憲法14条1項、26条1項）に反し、裁量の逸脱濫用となるため、債務者郡山市の義務としては到底認められない。

(カ) むしろ、児童生徒の教育を受ける権利に応えるべく、債務者郡山市の負うべき法律上の義務は、郡山市内において児童生徒が受ける放射線量の低減化を図りつつ、区域内において教育活動を実施すべき義務である。

(キ) なお、債務者郡山市は、債権者らを含め、郡山市内の児童生徒の健康が大切であることは、十分に理解しており、それ故に、震災直後から、

他の市町村に先駆けて小中学校の校庭の表土除去を行うなど様々な施策を行い、現在においても、より一層の放射線量の低減化について懸命に取り組んでいるところである。

(3) 通達について

債権者らは、通達では、「市町村が小・中学校を設置するにあたっては、その区域内に設けるのが原則であるが、やむを得ない理由がある場合は、区域外に設けることができる」とされている（昭和34年4月23日委初80初中局長回答）旨主張するが、通達自体は、国民や裁判所を拘束するいわゆる外部的効果はなく、通達自体から、直ちに債権者らの主張する具体的権利義務は認められない。

(4) 生存権・生命に対する権利、保健措置等について

以上と同様に、生存権（憲法25条1項）、生命に対する人格的利益（憲法13条後段）、保健措置（学校教育法12条）からも、債務者郡山市に、債権者らの主張する義務は、認められない。

(5) 小結

以上のとおり、申立人の主張する債務者の義務は認められない。

第5 結語

よって、債権者らの申立は、いずれも却下されるべきである。

疎明資料

乙9号証 教育活動差し止め等仮処分申立対象校における積算線量

乙10号証 簡易型積算線量計によるモニタリング実施結果

乙11号証 簡易型積算線量計によるモニタリング実施結果

- 乙12号証 簡易型積算線量計を用いた放射線量測定実施要領
- 乙13号証 郡山市立小中学校放射線量測定結果
- 乙14号証 郡山市議会第2回臨時会に関するウェブサイト
- 乙15号証 学校教育法施行令
- 乙16号証 小学校設置基準
- 乙17号証 中学校設置基準

添付書類

- 1 乙号証の写し 各3通
以上